

第 10 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成25年2月7日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成25年2月7日（木曜日）

午後0時59分開議

午後2時30分閉会

本日の会議に付した事件

有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について

出席委員（14人）

委員長 中村博生
 委員 西岡勝成
 委員 鬼海洋一
 委員 早川英明
 委員 岩中伸司
 委員 城下広作
 委員 吉永和世
 委員 早田順一
 委員 山口ゆたか
 委員 高野洋介
 委員 高木健次
 委員 東充美
 委員 磯田毅
 委員 橋口海平

欠席委員（1人）

委員 森浩二

委員外議員（なし）

傍聴議員（1人）

議員 井手順雄

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一

環境局長 山本理

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 久保隆生

環境局環境立県推進課長 福田充

環境保全課長 清田明伸

商工観光労働部

新産業振興局長 高口義幸

新産業振興局産業支援課長 奥菌惣幸

農林水産部

水産局長 鎌賀泰文

水産局水産振興課長 平岡政宏

漁港漁場整備課長 平尾昭人

土木部

総括審議員兼河川港湾局長 上谷昌史

土木技術管理課長 西田浩

河川港湾局河川課長 林俊一郎

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福田聖哉

議事課主幹 浦田光典

午後0時59分開議

○中村博生委員長 皆さんこんにちは。開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日は、森委員が欠席であります。

それでは、ただいまから第10回環境対策特別委員会を開催いたします。

まず最初に、副委員長でありました守田委員が、去る1月27日に宇城市長選挙に立候補されましたので、議員を自動失職ということになります。これに伴いまして、副委員長不在となりますけれども、副委員長をどうするかについてお諮りいたします。

当委員会も残すところあと1カ月余りありますので、そのまま副委員長不在で委員会を進めていきたいと思いますが、副委員長不在で御異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 ありがとうございます。

異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、執行部において、昨年11月の八代海の砂利採取業者が砂利採取法違反容疑で摘発されたことを受け、全ての採取業者に立入調査を行ったところ、本年度操業している4業者全てが違法採取をしている実態が判明いたしました。

また、今回の事案は、平成16年2月に熊本県議会有明海・八代海再生特別委員会調査報告書により海砂利採取への対応を提言した議会としても、重大な問題であります。

そのため、当委員会といたしましても、違法採取の状況や関連する諸課題及び次期海砂利採取削減計画の考え方等について報告を受けた上で、今後の対応を執行部と協議する必要があると考え、本日の委員会の開催に至ったものであります。

では、本日は、付託調査事件のうち、有明海・八代海環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件における海砂利採取への対応に絞って審議させていただきます。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、一括して執行部から説明を受け、その後質疑を行いたいと思います。また、説明者は、着座にて説明をお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

最初の報告であります海砂利採取業者による違法採取について説明をお願いいたします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課奥菌でございます。

砂利採取許認可を担当しております3課を代表いたしまして、今回の経緯について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、経緯でございますが、ただいま委員長から御説明がありましたように、11月末

に、熊本第一産業が砂利採取法違反の容疑で海上保安庁の摘発を受けたのが契機となりました。この件につきましては、12月議会で報告いたしましたが、その際、他の海砂利業者についてもヒアリングを行い、砂利採取をしていないと言っているという御報告をしたところでございます。

12月下旬から1月上旬にかけて、この発言の裏づけをするつもりで3課合同でチームをつくりまして、海砂利採取削減計画の期間でございます5カ年を対象にいたしまして立入調査を実施いたしました。その結果、遺憾なことではございますけれども、全体として、許認可量の約2.5倍の採取をしていた、行っていたという実態が明らかになりました。この結果を1月25日に公表しております。

(1)の結果の数字について簡単に御説明をいたします。

①計画限度量、これは、海砂利採取削減計画の採取限度量の5カ年間の総量でございます。

2番目の許認可量、これは、業者からの申請に基づき県が許認可を行いました5カ年間の量の総量でございます。

3番目、採取実績報告量、これは、業者からこれだけ掘りましたという報告が上がった量の積み上げでございます。

4番目、実採取量、これは、今回調査をしました結果として、これだけの量を掘っていたのではないかとということで、当方が推定しております量でございます。

5番目、業者数の6社、これは5カ年間の砂利採取をしていた業者の数でございます。

今回許認可量の2.5倍というのは、そうなりますと、4番目の実採取量の約150万立米から2番目の許認可量58万8,000余の認可量を割った数ということでございます。なお、新聞報道で2.7倍となっておりますけれども、これは、違法採取をしていた4業者に限

って数字を積み上げますとそういうことということで、少し数字が上がってまいります。

なお、個別の業者の採取量につきましては、現在行政処分の手続中ということで、今回はお出ししておりません。申しわけありませんが、御了解いただきたいと存じます。

続きまして、今後の行政手続の関係でございます。処分の関係でございます。

県では、今回違法採取をしておりました4業者、熊本第一産業、山二商会、三松海事、天祐海運、4社でございますが、について行政処分を実施するため、聴聞等の手続準備に入っております。今後さらに精査をしていく予定でございます。

また、6社のうち4業者、残りの2業者につきましては、現在、違法採取をした事実は確認をしております。

行政処分の内容につきましては、砂利採取法に基づく業務停止、業の取り消しというものと一般海域管理条例に基づく不当利得返還請求、過料等の処分の2つがございます。

なお、熊本第一産業につきましては、平成25年1月9日付で、八代簡易裁判所から会社及び代表者それぞれに罰金10万円の略式命令が出され、24日に納付をしているということでございます。

また、あわせまして、告発可能な事案につきまして、1月23日付で海上保安庁に砂利採取法違反の容疑で告発をしております。これは刑事訴訟法に基づく措置でございます、時効の関係から立件可能な案件に絞らせていただいております。

以上、簡単に御報告をさせていただきましたが、今回の事態、現在砂利採取をしている全ての砂利採取業者が、長期にわたりまして違反、違法採取を行っていたものでございまして、法令遵守を前提といたしました許認可制度の円滑な実施を不可能ならしめた行為でございます。

また、これまで、海砂利採取の問題につき

ましては、本委員会を初め、多くの皆さんに多大な時間を割いていただきまして、その対応や削減計画を議論していただいたところでございます。その前提となっていた採取量が架空に操作されていたということでございまして、極めて悪質な行為であると憤慨に耐えません。

一方、このような事態を見逃し、見過ごしていた許認可担当課の責任者といたしましても大変申しわけなく、このような事態に至りましたことを重たく受けとめておるところでございます。大変申しわけございませんでした。

○中村博生委員長 次に、2番目の報告であります庁内プロジェクトチームによる検討につきまして説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。座って説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

ただいま産業支援課から御報告いたしましたような違法採取が判明したことを受けまして、派生する問題への対応、あるいは今後の海砂利採取のあり方を早急に検討するために、関係部局を横断しましたプロジェクトチームを設置いたしました。

1の検討体制に記載しておりますように、メンバーは、環境生活部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、知事公室の関係局長、課長、審議員など、19名で検討を行っているところでございます。

2の検討の内容でございますが、(1)に書いておりますように、違法採取業者に対する行政処分等による影響への対応といたしまして、①といたしまして、覆砂事業や八代海におきます航路しゅんせつ、作濤への影響、あるいはその対応について、それから2点目が、②に書いております骨材の確保に関する

影響や対応といった点について検討を行っているところでございます。

現在の検討状況につきましては、この後関係課から御説明いたします。

検討内容の2つ目は、(2)に書いておりますが、次期海砂利採取削減計画をどうしていくかという検討でございます。これも後ほど御説明させていただきます。

それでは、関係課から順次御説明いたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

覆砂事業及び八代海における航路しゅんせつ、作濤につきまして御説明申し上げます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

覆砂事業につきましては、これまで、干潟漁場の改善を図り、アサリ資源を回復させることを目的に取り組んできておりますが、これまでの主たる経緯につきまして御説明申し上げます。

まず、①に記しておりますとおり、昭和53年度から平成12年度までは、県は作濤による覆砂を実施し、購入砂による覆砂は市町及び漁協が中心となって行っておりました。

次に、②ですが、平成12年度に有明海で発生した赤潮によるノリ不作に対する漁場環境の改善のために購入砂による県営覆砂事業を開始しましたが、③平成16年2月の県議会有明海・八代海再生特別委員会の提言を受け、購入砂による覆砂を中止し、作濤で生じた砂を活用した覆砂を行うことといたしました。

また、④、八代海においては、平成19年度から、荒瀬ダムの堆積砂を活用した覆砂を開始しております。

このような中、⑤ですが、平成21年度にアサリの漁獲量が県全体で5,824トンから1,436トンと激減する事態に対し、平成21年12月の提言見直しを受けて、平成22年度から購入砂による覆砂を再開しておりますが、有明海に

おいては、不法採取により県内産の海砂を確保することができなかつたため、県外産の海砂を使用した覆砂を実施しております。

平成22年度から平成24年度における有明海及び八代海で覆砂材として使用した海砂使用量を表に取りまとめております。

今後の対応につきましては、覆砂事業は、干潟漁場の環境改善を図り、アサリ資源を回復させるために、今後も継続していく必要があります。使用する覆砂材につきましては、これまでの使用実績、材料価格、漁業者の要望等を踏まえると、県内産の海砂を使用したいと考えてはおりますが、県内産の海砂が入手できない場合は、県外産によらざるを得ないと考えております。

八代海につきましては、平成26年度までは荒瀬ダムの堆積砂を使用することとしております。

次に、八代海における航路しゅんせつ、作濤ですが、これまで、八代海では、漁船の航路確保やアサリ増殖のための作濤が関係漁協と海砂利採取業者との協議に基づき行われておりました。これは、漁協にとっては費用をかけずに航路しゅんせつや作濤を行うことができ、また、海砂利採取業者にとっても採取した海砂利を販売できるということから実施されてきたものです。

このため、本年1月10日から15日にかけて、各漁協の海砂利採取業者と連携した航路しゅんせつ、作濤の過去5年間の実施状況と今後の計画に関する聞き取り調査を実施いたしました。三角町、鏡町、竜北、八代、日奈久漁協から得られた過去5年間における航路しゅんせつ、作濤実施の有無並びに平成25年度以降の計画に関する調査結果を表に取りまとめております。

今後の対応につきましては、関係漁協における航路しゅんせつや作濤の計画及びその必要性について、さらに聞き取り調査を行うなど実態把握に努め、市町や関係機関とともに

支援のあり方について検討してまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

骨材の確保に関し、現状と現在の取り組み状況について御報告いたします。

まず、県内の骨材用細骨材の使用実態についてでございます。

今回の違法採取の発覚を受けて、骨材の利用の実態を把握する必要があるため、生コンクリートなど骨材として使用している各団体から聞き取り調査を行いました。調査は、平成22、23の2年分について行っております。

中ほどの表をごらんください。

まず、左側の種別欄ですが、細骨材は、生コンクリートや道路などの舗装に使われるアスファルト合材、そして道路の側溝やコンクリート擁壁などのコンクリート2次製品に使用されております。

その右側の欄は、それぞれの全工場数を記載しております。

その右側の種類の欄は、骨材に使用される砂の内訳を示しております。5種類に区分しております。一番上は八代海で採取された海砂です。なお、有明海産の海砂は、骨材用には使用されておられません。

次の県外産海砂は、主に長崎県産で、壱岐や五島列島沖など日本海側で採取されたものです。それに一部佐賀県の唐津沖などで採取された海砂が入ってきているようでございます。

その下の砕砂は、岩石を破碎してつくった砂です。洗い砂は、県の北部でとれる真砂土と言われる花崗岩が風化して砂状になったものから泥分などを洗い流したものでございます。

その他砂は、備考欄の陸砂と書いておかずなど呼びますが、以前河川敷の砂れき層で、

現在田畑などになっているところからとるもの、あるいは川砂などがございます。

その右側のH22、23の欄の数字は、それぞれの年度の使用量を記載したものです。

最下段の計は、砂の総使用量でして、平成22年度が約119万立方メートル、平成23年度が約117万立方メートルと、おおむね120万立方メートル程度が毎年使用されております。これを用途別に見ますと、生コンクリートでの使用が最も多く、約90万立方メートルで、全体の約75%を占め、残りの25%をアスファルト合材とコンクリート2次製品がほぼ等分に分け合っているという構図になっております。

また、砂の種類別に見ますと、使用量の多い順に、砕砂、県外産海砂、洗い砂、八代海産海砂となっております。八代海産海砂は約15万から17万立方メートルが使用されております。これからも許認可量を大幅に上回る違法採取の実態が明らかになっております。

下段の円グラフをごらんください。

骨材の種類別の全体使用量に占めるシェアをまとめております。斜線を引いているものが八代海産海砂で、13%から14%を占めております。

次の6ページをお願いいたします。

八代海産海砂の特性についてまとめております。

八代海産海砂は、価格も比較的安価であり、粒が細かいのが特徴です。生コンクリートにおいては、細目の砂から荒目の砂までバランスのとれた配合が求められるため、八代海産海砂と砕砂など他の砂がブレンドして使われております。

中ほどのグラフは、横軸に砂の大きさ、縦軸に砂の通過重量百分率、これは砂の大きさに対応したふるいの目を通る砂の重量というふうにご覧いただくとわかりやすいかと思いますが、それをとったもので、上下の点線で囲んだ範囲がJISで定められた範囲を示

しております。八代海産海砂だけでも、それ以外の荒目の砂だけでもだめで、両者を適度にブレンドすることによって基準を満たす骨材になることをイメージ的に示しております。

次に、3、八代海産海砂の利用状況についてでございます。

生コンクリートにつきましては、全68工場のうち28工場、率にして41%が八代海産海砂を使用しており、宇城や八代、天草など、八代海周辺地域の工場での使用が主になっております。

アスファルト合材については、全21工場のうち16工場、率にして76%となっており、八代海周辺のみならず県下幅広く使用されております。

次に、コンクリート2次製品については、全22工場のうち5工場と、多くはない状況です。

次に、4、骨材確保に関する連絡調整会議の設置についてでございます。

八代海産海砂の採取は、昨年12月からとまっており、今後、違法採取業者の行政処分も予想されることから、今後の供給の見通しが不透明な状況にあります。仮に八代海産海砂が途絶えた場合、すぐ翌日からかわりの骨材を使って生産できるというものではありません。配合試験などを行い、製品として所定の品質が確保できるかの確認や事務手続に一定の期間を要します。

したがって、骨材の供給不足により、公共事業など建設工事の執行に支障を生じないよう、関係者が一堂に会し、みんなで連携して厳しい事態も想定しながら早急に対応策を検討する必要があるため、先月28日に熊本県骨材確保連絡調整会議を設置したところでございます。この第1回会議におきましては、県内の骨材の需給状況や違法採取の状況の説明を行いました。

会議の構成は、記載のとおり、需要側から

は、工事を実施する立場の建設業協会、製品を製造する立場の生コンクリートなど製造関係組合、供給側からは、骨材の製造関係組合など、行政機関からは、公共事業の発注あるいは砂利採取の許認可を行う立場の国、県、市としております。

今後の予定でございますが、第2回を明日2月8日に開催することとしておりまして、まず協議のスタートラインとして、需要側の各団体からは、かわりの骨材の確保など対応策がとれるのか、あるいはどのような課題があるのか、報告をしていただくことにしております。これを受け、第2回以降、プロジェクトチームの検討と並行しながら、スピード感をもって対応策を協議してまいります。

資料の説明は以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

お手数ですが、2ページにお戻りいただけますでしょうか。

2の検討内容の(2)の次期海砂利採取削減計画の検討についてでございます。

削減計画につきましては、昨年12月の特別委員会で今後の方向性を御報告したところでございますけれども、今回の違法採取の事態を受けまして、民間業者による海砂利採取禁止も視野に入れて、今後の方針を再検討しているところでございます。

基本的な視点は、下に書いておりますように、有八特措法の目的、これは海域環境の保全と漁業の振興でございます。もう1点は、採取縮小との議会の御提言でございます。これを基本的な視点としながらも、さらに検討事項といたしまして、超過採取量の調整の問題がございます。過去の事例では、限度量を超えて超過採取された分を後の年度の限度量から差し引いて調整を行っております。これをどう考えていくのかという検討でございます。

2点目としましては、採取禁止措置をとっている他県の事例があるということ、こういった点も踏まえまして、現在、今後の海砂利採取のあり方の検討を行っております。現時点では、具体的に御報告できる段階にありませんけれども、できる限り早く取りまとめられるように検討を急いでまいります。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページから、今後の海砂利採取のあり方を考える上で念頭に置いておく必要があります。海砂利採取に関する関係規定などの資料をつけております。アンダーラインを引いている部分について簡単に御説明させていただきます。

まず、特措法制定の目的でございますけれども、アンダーラインの部分をごらんください。

海域環境の保全、改善と水産資源の回復等による漁業の振興により、国民的資産である有明海、八代海等を豊かな海として再生することが目的とされております。

それから、その次の有明海、八代海再生の目標でございますが、これは今の特措法に基づきまして国が定めた基本方針で、イのところに海域の環境の保全、改善、ロのところに水産資源の回復等による漁業の振興、この2つが目標として掲げられております。

次に、海砂利採取に当たっての配慮としましては、国の基本方針の中で、海砂利採取については、自然環境への影響等、環境問題発生のおそれがあることなどから、8ページでございますけれども、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法とするよう努めるとされているところでございます。

また、この国の基本方針を受けまして策定しております熊本県の計画におきましては、中ほどでございますけれども、海域環境や水産資源への影響と骨材や覆砂材等への安定供給という社会的要請等から、熊本県海砂利採

取削減計画を策定し、当面は採取量を縮小する。

最後のなお書きのところでございますけれども、採取の廃止については、今後の海域環境の変化や骨材の需給動向、代替材の供給体制等を勘案して検討するとしております。

次に、海砂利採取の縮小に関しましては、平成16年2月の有八再生特別委員会の調査報告書におきまして、海砂利採取は、海域、漁場環境への影響が懸念されていることから、環境負荷軽減への対応を早急に実施されたいと提言されておきまして、具体的には、報告書の別紙におきまして、海砂利採取の縮小を図るという提言をいただいております。

その下の平成19年に策定いたしました熊本県の海砂利採取に係る今後の対応方針では、採取縮小を継続するとしまして、全面禁止措置については、今後の海域環境の変化、骨材の需給動向、代替材の普及状況等を見きわめながら対応するとしております。

9ページをお願いいたします。

現在の熊本県海砂利採取削減計画の概要でございます。

計画の対象は、許認可の対象となる海砂利採取でございます。採取削減の特例といたしまして、航路しゅんせつ、作濤に伴い採取する海砂利と覆砂用の海砂利は削減の対象とせず、必要量を確保した上で、それ以外の部分を削減する計画としております。採取限量は、平成20年度の20万5,000立米から平成24年度の18万7,000立米へと段階的に削減する計画としていただいております。

最後に、12月に御報告いたしました次期計画の方向性でございますが、有八特措法及び議会の提言を踏まえ、有明海と八代海の海域環境と水産資源を守り抜くことを基本理念として、削減の方向性を維持すること、漁業振興を目的の海砂利採取に限ること、監視体制を徹底することと御報告を申し上げます。

最後に、10ページに、有明海、八代海と同

様に、特別措置法が制定されております瀬戸内海の沿岸各県の海砂利採取の状況につきまして、これは国の中央環境審議会の資料でございますけれども、添付させていただいております。

左から2番目の欄のA、規制状況という欄をごらんください。

ここで数字が書いてございますが、①と記載されておりますのは、条例などの規定によりまして、海砂利採取を認可していない、禁止しているという対応をとっている県でございます。②と記載されておりますのは、認可要件を厳しくしたことによって、実質的に採取業者がいなくなった県でございます。④と記載されておりますのは、過去から採取実績がない県ということになっておりまして、結果としまして、瀬戸内海特措法に関連します関係県におきましては、一般海域における海砂利採取の許認可は、原則として行われていないところでございます。

以上、御説明しましたような関係規定、あるいはこの瀬戸内海の事例、さらには覆砂、航路しゅんせつ、作濇、骨材などへの影響や対策といったものを踏まえまして、次期削減計画等のあり方を検討しているところでございます。

御報告は以上でございます。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、海砂利採取業者による違法採取について質疑に入りたいと思います。

○城下広作委員 削減計画が打ち出されたとき、そのときに、業者というのは、当然この削減計画を納得して協力をしていく、守っていくというような確認し合う場というのは、こういうのはあったんですか。それとも、削減計画でお願いしますと、申請をその都度してくださいと、そう言われるんですか。一番

最初に、そういう、なぜ削減計画がなされるのか、それを守っていかなくちゃいけないことがどれだけ大きいことか、重いことかということは、ここで確認はされているんですか。その辺の部分と県との確認というのは、どういう形があったのか。

○奥菌産業支援課長 海砂利削減計画を県が実施する以前でございますけれども、17年から、たしか組合のほうで自主規制という形で取り組みがなされておりました。その後、違法採取の事件がございまして、やはり県としてしっかりとしたほうがいいだろうということで削減計画をつくったと認識しております。

したがいまして、組合側にそういう遵法をする義務といたしまししょうか、その認識はあったと思っております。ただ、その過程におきまして、やはり量の削減については、やはり厳しいものがあるから甘くしてもらいたいと申しまじょうか、削減率についてはいろいろ検討いただきたいというお話はあっております。

○城下広作委員 私が言いたいのは、要はこうやって削減計画を立てるということは、今まではいろいろとるという行為はあったにしても、今からは厳しいんですよと、こういう削減計画にのっとって県は毎年こうやって減らしてきますよと、それを十分にわかってとる人はやってくださいよということがしっかりメッセージが伝わって、相手側も、組合側も、わかりましたという合意でもともとスタートしているのかということです。

○奥菌産業支援課長 計画の概要につきましては、御説明はしている、十分にそこは認識があったと思っております。

○城下広作委員 だけど、結果的に、これは

20年、初年度からこれは4年間となるけど、もう最初の年度から違法の採取量があったということで理解していいんですかね。それと、4年間トータルだから、どこの月でぐうっとなったのか。最初からなんでしょう。

○奥菌産業支援課長 平均して、以前から違法採取の状態があったと。

○城下広作委員 ということは、最初に削減計画を立てて、そして削減計画のとおりを実施していただこうと言ったけど、その効果は最初の段階から発揮されていないという。決めたけど、とる側は、その認識がなかったと言わざるを得ぬような格好になっているんですね。

昨年の12月議会でも、我々は1社だけかなとずっと思っていたけれども、結果的には、そのときも、県は、いや、もうほかにはありませんと言いながら、結果的にちゃんと立ち入りしたら、結局こういうふうになったということは、この約5年間、例えば途中で立ち入りとか、もしかしたらちゃんと守れているんだろうかというふうに、途中で立ち入りとかいろいろ必要だということは考えなかったんですかね、許可者として。

○奥菌産業支援課長 これまでも、そういう違法採取がないよということ、立入調査とか、いわゆるそれ以外にもいろんな形で調査はしてありました。その調査の際に、それを立件できなかった、これは本当に申しわけなく思っておりますけれども、認識といたしましては、そういう調査をもとに違法な採取がなされていないというふうに認識をして今まで来ておったということでございます。

○城下広作委員 そうしたら、今度の調査と以前の調査というのは内容が違うということ

かな、見つけ切れなかったという調査の内容が。今度は見つけたということは、今度の調査は精度がよくて、それ以前の調査は余り精度がよくない調査をやっていたということかな。これはどうなんでしょう。

○奥菌産業支援課長 今回の熊本第一産業の摘発を受けまして、いわゆる二重帳簿みたいなものをつくっているということがわかりましたので、そういう前提に基づいて、これまでの調査は、いわゆる砂利を採取するという、その地点だけで着目しておりましたので、その納品書であるとか、その現場の部分ですね。もちろん立入調査はいたしましたけれども、ほかの経営状態とか、そういったもの全貌を見ているわけではございませんでした。

今回は、いわゆる税務のほうに申告をいたしますそういったもの、要するにどういう形で全体の商売が成り立っているのかというようなことを前提にやりましたものですから、まずは、最初に、そういう税関係の申請書の売上額ですね、そういうもの、決算の報告書、それから総勘定元帳、その売上高、そういったものを最初に見せていただいて、それを見ますと、その採取量とのそごが出てまいりました。それはどういうことですかということ、突き詰めていきまして、違法がわかったというところでございます。

○城下広作委員 今になって思えば、初年度から、同じような形でやっぱり削減計画という大変重たいものを決めたわけですから、やっぱりそれに準ずるような形でしっかりとやっておけばかなり防げたのではないかなという感じがいたします。しっかり今後はやらないかぬ。

ちょっと最後、確認なんですけれども、これ、とった砂は、最終的にはみんなばらばらどこかに売られるというか、持っていかれる

のか、それとも同じところに行くんですね。行き先がどうなのか、ちょっと。

○奥菌産業支援課長 どこに売ってもいいわけでございますので、過去はかなりばらついてそういういろんなところに流れておりました。ただ、最近の傾向といたしましては、かなり集約されてきたということでございます。

○城下広作委員 単純にばらつきだったらなかなかわからないけれども、集約されたところだったら、大体そこがどれだけ年間要するに売っているとかであれば、その量自体がもともと削減計画の量よりも上回っているとか上回っていないとかわかるはずだから、その辺のところをちょっと一つはチェックするといえますか、出口のところ、ここのやっぱり量を把握するというのも大変大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

もう1つ、私は前回も言ったんですけれども、これは150万と言うけれども、この数字は伝票での数字で、実際にその量というのは、本当にその伝票と現物の量というのは、これは精密度というのはどうなんですか、実際に。

○奥菌産業支援課長 先ほど申しましたように、企業の売上高から推定をして、これぐらいの量をとっているであろうということ把握して、直近につきましては、その納付書を積み上げて確認をしております。ですから、かなり精度の高いものであると思います。

それから、過去のもので、そういう個票の納品書とか、もう既にないものがございます。そのものにつきましては、いわゆる総売り上げから価格ですね、そのときに流通しておりました価格で割り戻して、ここは推計でございますけれども、これにつきましても、業者のほうはそれに近い額ということで認め

ておりますので、この額につきましては、かなり精度の高いものであるというふうに思っておるところでございます。

○城下広作委員 いずれにしろ、精密度の高い数字で論議しないと、結局またこの150万立米の数字が違ったとかというふうな格好になれば、被害はもっと変わってくるわけですから。その辺を、やっぱり許可をする県のほうが、本当にこの削減計画は何のためにしてきたのかと、論議してきたのかと、それを監督する側がやっぱりその重要性をやっぱり欠落していたと言わざるを得ないという結果になると思いますけれどもね。先ほど謝罪はされましたけれども、この辺はもとに戻せない部分なものだから。

今後、また逆にいえばとり過ぎたから、じゃあ今から必要になる分をどう論議するか。今から論議するんですけれども、ほかに全てに影響するものだから、今までのこの約5年間で、結果的にはやっぱり最初からちょっと甘かったと言わざるを得ない。それが大きく今から悩まないかぬという論議になってくるわけですよ。その辺をちょっと厳しく指摘したいというふうに思っております。

以上。

○鬼海洋一委員 天祐海運問題を議論するときにも、量そのものが膨大な量でありましたし、極めて悪質だということで、啞然としながら非常に厳しい怒りを感じたわけですが、今回は、天祐海運事件が一方でああいうぐあいになされているという状況については、違法されている今回の業者も十分認識しています。その上でのこういう犯罪的行為でありますので、そういう意味では極めて大きな問題ではないかというふうに思っています。

今、城下委員のほうからもちょっと質問もありましたが、まず、現段階の2～3基本的な問題をちょっと質問したいと思います。認

可の業者の数がどれくらい今あるのか。その中で、今回は6社の中で4社が違法なものをやっていたというお話がありましたが、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つは、これまた調査の問題ですが、以前の調査と今回の調査がどう違ったのかという話もありましたけれども、このいわゆる海保が摘発をしたことによって、その調査の精度が、業者に対して県として求められやすくなったというのも一つ要素であったんだろうというふうに思いますけれども、そういう意味で伝票の調査をすることは可能であったと。それ以前はどういう調査をしてきた。この前の報告の中では、ありませんという。その調査の内容を聞いてみると、口頭で、どうですかというふうに言ったときに、相手が、いいえ、違法はありませんというふうに答えたというのが、調査の結果的なここで報告いただいた中身の状況ではないかというふうに思っているんですが、それがちょっと問題ではなかったのかな。かつてこれまでの状況で、それでいいかどうかという認識が当該する担当課にあったのかどうかというのが2点目の質問です。

それから、もう一つは、今、この海砂の骨材利用で10万、23年度で10万1,000トンですね。これは、骨材としての利用については10万1,000トンだけれども、さっきも話がありましたように、これまでの計画からすると、覆砂用あるいは骨材用を含めまして、削減計画で言うと23年度は8万5,000トンですよ。削減計画の中での利用量といいますか、これが最終的に骨材として利用された分がこの10万トンということですが、最終的には、全体どれくらいを、つまり会社そのものが利用されていたのかと。骨材以外にも、覆砂用として幾ら、何として何万トンという、その内訳があればお示しをいただきたいというふうに思います。

それから——とりあえず、その3点につい

て。

○奥菌産業支援課長 業者数につきましては、現在採取しておりますのは4業者でございます。船等の所有とかの形態もございまして、この4社以外にはなかなか難しいというふうに思っておりますのでございます。

それから、2番目、調査の方法でございます。

これまでいろんな形で努力はしておったわけでございますけれども、結果としてこういう事態になりました。これは本当に私どもの至らなさというふうに思っているところでございます。

前回12月のときに、ほかはございませんと申しましたのは、それはまさに先生がおっしゃるように、その後そういう事態だったものですから、各業者を呼びつけて、こういうことがないだろうなというようなことで、そこはまさに聞き取りで、調査をせずにその言葉を御報告したというところでございます。もちろんそれ以前に、毎年毎年、その各業者につきましても調査は入っておったわけでございますけれども、先ほど申しましたように、なぜ見抜けなかったかということで具体的に申しますと、県が立入調査をしたときに、県の立入調査用の帳簿をつくっていたということで、そのつくった帳簿を見て突合をしていたということが実態でございまして。

それから、砂利販売額の税理士証明というものもつけさせておりました。この件につきましても、販売額と異なる額で証明がなされていたというところでございます。

それから、砂利採取業者の砂利単価につきましても、実勢価格よりも高い申し出ということで、その集計をする際に採取量が過少になるような形で申し出がなされていたと。

詳細については、今後、弁明、帳簿を通じまして明らかにしていきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、用意周到な

準備があつて見抜けなかったというふうに思っておるところでございます。

今回、海保の摘発を受けて、いわゆるこのような形で調査に入ったわけでございますけれども、なぜ、その天祐海運がやったときに同じようにやればよかつたんじゃないかという御指摘があろうかと思ひます。それにつきましては、やはり認識の甘さでございましたけれども、天祐海運が比較的大規模な形で営業をしておつたわけでございますけれども、八代海の各業者はかなり零細でございまして、いわゆるそういう違法採取をしているように見抜けなかつたと申しましようか、そういう印象を持たなかつたということが前提にございまして、非常に、そこまでのことをやるという、本当に認識の甘さではございませんけれども、我々としては、許認可の中で、いわゆるある程度の信頼関係を構築してやっていたというつもりでおつたんでございますけれども、そここのところの認識の甘さというのが出たというふうに言わざるを得ないと思っております。

最後は、ほぼその骨材——大体八代産の砂というのが目が小そうございます。その小さいことを逆に特徴といたしまして、生コン用の骨材としては非常に貴重なものだというふうに聞いております。そういう観点から、ほぼコンクリート用の材料とかそういうものに使われていたというふうに認識をしております。

○鬼海洋一委員 今のお話に基づいて再度質問したいというふうに思ひますけれども、さつき城下委員もお話ありましたように、どこが使つたかという、私なりにちょっと調査をいたしましたけれども、複数の業者というよりもほとんど1カ所に集中しているという状況のようです。それは詳しくお話に出たけれども、それはいいんですけれども。

そうすると、採取業者、この削減計画をつ

くるときに採取業者との合意がどうであつたのかというお話がありました。当初、私たちがこの有八の特別委員会をつくつて、そして有明海あるいは八代海の環境負荷をどう軽減するかという議論をした中で、この海砂の採取に対する削減計画をつくりました。その当時は、物すごく漁業振興という意味も含めて何とか早く改善しなきゃいかぬという、漁協を含めて切実な要求、要請があつた中でこの計画でしたから、多くの皆さん方は、この削減計画をつくる時にも、多少の不満はあつたにしても、やむを得ないという判断の中から進んだことだというふうに思つて、今振り返りながらそう思つています。

同時に、結局、今どこに最終的に需要がなされたのかという話があつたわけですが、そうなる、そういう海砂を業とする生コンにかかわる卸のこういう企業にとつても、当然、今この海砂を採取することに基づくさまざまなこの特別委員会での議論の内容というのはわかつてなきゃおかしいのではないかというふうに思つているんですね。

そうすると、さつきお話がありましたように、1年間の削減計画の量と今回の違法量、これはもう膨大な違いがあるわけですから、使つた側もそれなりの認識があるのではないかというふうに思つていまして、ここも採取した業者だけではなくて使つたところも一定の責任というものがあつたのではないかというふうに思つているんですが、この辺の調査、あるいはこれに対する対応をどうしていくかということについて、どういふふうにお考えなのかということ、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○奥菌産業支援課長 現在、海上保安庁のほうで捜査がなされております。県でも、その一部の業者について告発を行ったところがございますので、その調査というものが、全違反業者に対して今後行政処分をいたしますの

で、今後、それらの中で違法採取の事実に向けた全容解明ということで努めてまいりたいと思っておるところでございます。ただ、いわゆる捜査権等は我々にはございませんので、一定の限界はあるというふうに御了解をお願いしたいというふうには思っておるところでございます。

○鬼海洋一委員 その点が非常に大きな問題の一つであるという認識については、きょう申し上げておきたいと思えます。

それから、今回の処分の中で、4業者の中で天祐海運がまた入っているわけですね。前回のこの委員会の中でも、天祐海運に対する再発防止策及び県の特別監視という議論をいたしました。そうすると、これも、前回担当課長のほうからは、その処分に対する履行の問題について約束をいただいたわけですが、天祐海運は今度はダブルでまたやるということになるんですね。その辺は、前回のこの計画との整合性はどうなるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○奥菌産業支援課長 天祐海運につきましては、過去、違反等の事例がございました。それで、直近では20年に違反があったのが平成22年に発覚したと思っております。今回の部分は21年度の部分でございまして、先日といいましょうか、昨年の認可に違反行為はございませんでした。ただ、一応21年度につきましても、その部分は違反がないと言っておりますので、当然、そこは虚偽を申し立てたという点で悪質だというふうに認識しております。

○鬼海洋一委員 したがって、それはまだ今回の具体的な処分の中には重大な問題として検討の要請を入れているということですね。わかりました。

それで、もう1つ、実は、平成19年に、この削減計画をつくりました。この中で、骨材の問題も、改めてその委員会をつくって、どう対応するかという議論をしていると。これは恐らく土木部の範疇だというふうに思いますが、そうすると、今、このコンクリート、生コン等については、非常にいい材料といえますか、それを使わざるを得ないということのようではございますが、実は、この中でも、平成19年の中でも、この骨材に関する海砂の量については、これから削減していくんですけど、本当は全体を禁止したいところだけでも、覆砂の問題だとか、骨材の問題だとか、一気になくすわけにはいかないから、その分については今後検討していくんだと。

特に、公共工事に使う骨材に利用するものについては、削減のための努力をするんだというのが平成19年になっているんですね。そういうものに対する努力は、この間なされてきたのかどうか。一向に減っていない、減ってないどころか、こういうぐあいになっているという状況を見ると、部としての対応というのはどうなっていたのかということも、平成19年のこの計画からすると問われる課題であります。その辺いかがでしょうか。

○西田土木技術管理課長 済みません。平成19年度の検討については、この場ではちょっと承知しておりません。ただ、基本的には、現在の削減計画の中では、八代海の骨材は、基本的には作滞それからしゅんせつ目的で採取したものを結果として骨材に使うと、そういうふうな枠組みの中で基本的には進められてきたというふうに理解しております。

○鬼海洋一委員 そうすると、そのとき検討された、公共工事には可能な限り使わないようにしようと、新たな代替の材料を見つけ出そうと、こういうぐあいに実はその中で明示されているわけですが、そういう意味

での努力というのはなされてきたのかどうかという質問にはいかがですか。

○西田土木技術管理課長 八代海での採取量というのが5万立米というふうに私どもは認識しておりました、実際の今までの調査です。ほかの砂への転換ということも、基本的にはそれを前提として考慮されてきたというふうに思っております。ただ、事実関係がちょっと違っておりますので、ちょっとそれについてはこれから検討させていただきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 とりあえずここで質問を終わりますが、かつての有明海、それからこの八代海の現状ですよね。その当時の状況、しかもそのことを背景にして特措法もできる。ここは、特措法ができて、さまざまな国家的な投資もしながら、環境の負荷を軽減するための事業もされている。そういう背景の中における一つの海砂利採取という状況です。そういう意味で、極めて私たちは特措法ができた中における問題点の解決を求めてやっているという思い等の認識をもう一回肝に銘じるべきではないのかなというふうに思います。

しかも、さっきお話がありましたように、瀬戸内、この各県では全面禁止ですよ。にもかかわらず、そこの土木業務もやられているんです、そういうところは。どういう、具体的にどうかはよくわかりませんが、しかし、依然として公共事業も土木もやられている、そういうところは。なぜここだけできないのかということについては、あとはそれは意見になりますから言いませんけれども、そんな思いで見つめておりましたので、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

○高木健次委員 24年の11月に摘発されたということですが、これはどういう経緯で摘発

されたのか、その辺の状況というのはわかりますか。教えていただけますか。（「ことしの」と呼ぶ者あり）24年の11月に摘発されたという、その経緯。

○奥菌産業支援課長 海上保安庁からは明確にはございませんけれども、そういう情報があつて内偵をしていたというふうに聞いております。

○高木健次委員 海上保安庁から摘発されたということは、県が、いろいろ監督、指導する中で、ちょっとおかしいぞというようなことでの摘発につながったということではないわけですね。

というのも、第何回の委員会かわかりませんが、去年の委員会で、県がGPSを利用したいろいろな特別監視、あるいは船にビデオカメラ、テレビカメラを設置しますと、その経費が180万か200万ぐらいかな。そういう金をかけて特別の万全の体制をとりましたということだったから、我々は、非常に、その効果というか、威力を発揮しているのかなというふうなちょっと思いもあつたんですけれども、そういう、県が万全の体制をとりましたということからの摘発じゃなかったわけですね。

○奥菌産業支援課長 先ほど、ビデオカメラを設置してというお話につきましては、今回、去年でございませぬけれども、天祐海運が再開をするに当たり、違法ができないようにということで、最善の体制という中で考えつきましたものでございます。したがって、その部分では違法性はございませんけれども、過去、認識の甘さはございましたけれども、信頼関係の中で、従来型の調査ということでやっていた部分で、そういう違法なことがあつたということでございます。

○高木健次委員 そういうことならば、前回答弁をされた、万全の体制をとっているというのが非常に何かむなしく聞こえるんですね。そういうことからして、いろいろなこういう問題が出てきたり、違法操業しているのをGPSで感じとったとかということならばともかく、リークとか海上保安庁からの経緯でこういうことがなされたという。毎回毎回同じような違反の繰り返しをやっているわけだから、非常にその点では、先ほど課長も冒頭に断りを言ったけれども、監督不行き届きとか、監視体制が全くなっていない、なっていないということですから、非常に県の体制というのは生ぬるい、けしからぬような感じがするんですね。

ということは、6社のうちで4社ということは、あとの2社は4年間、5年間の中で操業はしてなかったということなのか、休業をしていたということなのか、その辺はいかがですか。

○奥菌産業支援課長 2社については、現在営業していないということでございます。5年間の中の、ここ3年とか4年とかはしていないということでございます。

○高木健次委員 あとの業者の2業者についてもわからないわけですね、はっきりとしたことは。わからないわけですね。

○奥菌産業支援課長 はい

○高木健次委員 5年間の間に違法操業をやっているのかということもわかっていない。

○奥菌産業支援課長 書類等がもうないとか、いわゆる調査先がないとか、そういうような状況でございます。

○高木健次委員 これはやっぱりしっかりや

ってください。

それで、ここに罰金の略式命令が10万円。非常に何十万トンも違法操業しながら、略式命令で罰金が10万円というのは、この前ちょっと私も申し上げたけれども、農家のそれに対する罰金と比較すれば非常に軽過ぎますよ、これは。ということは、法的に罰金は10万だけれども、やっぱり県がどういう処分をやるのか、その処分の重さというのにかかってくると思うんですね。例えば、もう操業を停止させるのか、免許を取り上げるのか、こういうことに尽きると思うんですけれどもね、その辺の感覚はいかがですか。

○奥菌産業支援課長 これは刑事訴訟法上の罰則でございますので、今後、県の行政処分があります。その中では厳然に対処してまいりたいと思っております。

○高木健次委員 いずれにしろ、これからこの業者が続けられるのか、ちょっと私たちもわかりませんが、厳しい処分をやっぱりやっていただきますようお願いして、終わります。

○西岡勝成委員 我々も、八代海、有明海の赤潮なり漁獲量の激減、それに対応して国にもお願いをして特措法をつくってもらって、例えば、下水道の整備とか、肥料のやり方とか、そういうのも含めて、いろいろな角度から再生に向けて努力してきたんですが、この間、原点である海の中では、何回も繰り返される違法採取があつとるわけですね。それに対して、これはもうまさしく特措法の法律に反することをやっているわけですから、国のほうから何もこの件について県には言ってきてないんですか。

○福田環境立県推進課長 国からは、特に何も言ってきておりません。

○西岡勝成委員 延期までして特措法をまたしていただいているわけですよね。そういう中で、県が、こういう、要するに何度も繰り返される違反を見逃してきたということは、非常に私はやっぱり責任は重いと思いますよ。知事も謝っておられましたけれども、ここはやっぱり何回繰り返されるんですか。やってきたことが全部だめになってしまうような感じのことなんですよね。だから、ぜひここで、もう本当にこういうことはもう最後にしてもらいたいと思います。

もう1つ、私も、この前台湾から帰ってくるときに、飛行機の上から八代海を見てきましたけれども、やっぱり河口、河口のところとか滞筋は、しゅんせつをしていかないとやっぱりだめだなという感じがするんですけれども、要するに、骨材にしろ、覆砂にしろ、とるときに要するに半分は捨てるわけでしょう、ヘドロは。そういうことをやって、果たして再生——覆砂用の例えば1トンのうちに0.5トンか、それ以上は捨てるわけでしょう、ヘドロって。そうやって果たして有明海の再生ができるのか、私はどうも理解できないんですよ。洗って、砂だけとって、どこかに埋めればいいですよ。昔は、干拓をしとったから悪いところもいいところも全部陸に上がったわけですから、今は、滞筋にしろ、河口にしろ、航路にしろ、とって半分以上は捨てるわけでしょう。それで果たして有明海の再生ができるのか、私はもう疑問で疑問でしようがないんですけれども、どうですかね。水産課でもいいけれども——今何割とりよるわけ。要するに、1トンのうちからどのくらい砂が出てくるんですか。

○中村博生委員長 わかりますか。（「歩どまり」と呼ぶ者あり）

○奥菌産業支援課長 申しわけありません。

ちょっと細かいデータはございません。かなり場所によって差があるというふうに聞いております。

○西岡勝成委員 5割とかそういう数字でしょう、多分。水産関係の立場からして、水産関係の者として、ここからの考え方として、覆砂をするために砂が要る、半分は捨てる、ヘドロを。それで果たして漁業振興になっていくと。

○鎌賀水産局長 水産業の振興というのと有明海、八代海の再生、環境の改善、保全ということでは、非常に委員おっしゃるとおり反する部分があるかとございます。砂を掘って、いい砂があればアサリが発生するというのは事実でございまして、アサリをもともと非常に漁業の中心としてやっているとっては、減ったアサリをぜひふやしたいという思いで、覆砂をやってほしいというふうなことでございますが、ただ、掘るばかりのところというのは、それなりの何らかの影響があっているものと思います。ただ、全体として、必要最小限の砂というのは、有明海の漁業の再生、八代海の漁業の再生というのには必要だと考えております。

○西岡勝成委員 私は、砂のとり方そのものを、採取のやり方そのものを変えないと、一緒じゃないかと思うたいな。5割は捨てるわけ。ヘドロですよ。産業廃棄物と一緒にですよ。それを片一方は捨てて、片一方じゃ覆砂に使うか、骨材でもいいですけども使って、果たしてこれが——砂ばかりじゃないんですから。

○鎌賀水産局長 今まで覆砂をする場合には、砂の性質としまして、泥分とかシルト分と言いますが、そういったものが30%未満のものはアサリの生息に適しているということ

で使用しております。ということで、そういった砂がそこにあって、そのものが、そういったものがあれば、それはそのまま掘って別の漁場に持っていけば、それはアサリの生息に有効だと考えております。ただ、今までは、購入砂という形で、洗った砂、ヘドロ分を落とした砂を使っていたわけですが、方法論としては、いい砂があれば、そのまま持って行って覆砂に用いるということも可能だと考えております。

○中村博生委員長 廃棄物みたいな感じのをどうするかという質問ですから……。

○城下広作委員 その影響はどうかということ聞きよってだけ、全然違うことば言いよるけん……（「そうそう」と呼ぶ者あり）絡みよらぬもん、全然。半分砂をとって、半分捨てるから、捨てるものの影響はどうかということ聞かれているのに、違うことを言いよるから話にならぬと思ってから。

○鎌賀水産局長 済みません、失礼しました。

確かに、いい砂だけであればいいんですが、捨てるものもございませぬ。それは浮泥ということで海域に広がっていくことは避けられないといいますが、そういったものが何らかの影響があるということで、確かな調査結果が、データがあるわけではございませぬが、何らかの影響はあるだろうと考えられると思います。

○西岡勝成委員 私は、もうそれはかなり影響があると思うので、本当は砂のとり方を——例えば、埋立地を片一方用意して、洗ったヘドロはそこに置くと。それで、砂だけとるというなら少しはわかるんだけど、海の中で洗ってヘドロだけ残すというやり方、そんなものは基本的に私は納得できないんです

よ。

随分前に、八代海に行って船で砂を洗つとるところを見たら、到底——これは皆さんも経験された方は少ないと思いますけれども、もう半分以上捨てるわけですから、そしてそれは海に広がっていくわけですから、幾ら水産振興施策で放流とかなんとかやっても余り効果は出てこぬですよ。その辺からやっぱり部長、考え方をやらないと、私は有明海の再生再生と口ばかり言うとしてもなかなか進まないと思いますよ。

○岩中伸司委員 有明海再生ということで、環境問題をやっぱりきちんと改善させるという大枠があって、いろんな背景、今まで議論がなされましたけれども、今回の問題、極めて事務的にちょっとお尋ねしたいんですが、もともと許容量は決められていますよね、もう。これは決められて、その2.5倍も採取されていたというふうな事実で、ここの今の報告書の中でも、採取実績の報告がきちんとこの数字が細かな数字で出されてますね。

先ほど、課長は——二重帳簿の問題があるのは聞いてますけれども、それにしても余りにも違い過ぎる。実際の採取量との違い、これは20年から24年の間ですけれども、私はもっと前からずっとこんなことは行われてきているんだなというふうな感触を持つんですけども、この実績報告量は報告書としてどういう形態で県へ上がってきているんですか。

○奥菌産業支援課長 通常書類の中で、これくらいということでございます。毎月の、これだけとりましたというのが上がってきているところでございます。

○岩中伸司委員 であれば、もう単に書類で、今月は1月はどれだけ採取したというような形のやつを、そのまま県は受けてきていたということですかね。

○奥菌産業支援課長 量的な把握は、そのとおりでございます。ただ、ちょっと弁解になりますけれども、同じように、報告の中では、こういうような写真をつけさせるであるとか、あるいはポンプの稼働時間が何時間であったとか、そういうのをあわせて提出するようには義務づけておりました。

○岩中伸司委員 それは、写真やポンプの稼働時間なんかは報告の量に合うような形でしか上がってこないんでしょう。

○奥菌産業支援課長 そこのところのトリックは今からちょっと解明いたしますけれども、いわゆる歩どまり調査ということで、先ほどとちょっと関係があるかもしれませんけれども、取り出した砂が全部売れる砂になるのではございません。したがって、1時間当たりどれくらいの実績があるのかということで、歩どまり調査というのをいたします。それ掛けるのポンプの時間ですね。掛け算すると大体の量が出るということでございますけれども、そこら辺で一つの抑止策というふうに理解していたわけでございますけれども、やはりその部分につきましても、何らかの形でごまかされているというのには間違いございません。

そういう状況で、いろんな、例えば水深調査ということで、掘り終わったときに、どれだけ形として掘っているのかということで、測りにいったり、そういったこともやっておりますけれども、そういったことが全て無になってしまいましたけれども、そういう形で努力をしていたということは御認識いただければと思っております。

○岩中伸司委員 いろんな努力はされてきたにしても、結果はこういう形で、再発防止策等々についても具体的に進められていくだろ

うと思いますが、この再発防止のしようがないような感じを受けて仕方がないんですけども、このまま——これまでも、再三こういう問題は起こってきているというふうに思うんですけども、昨年未なんかはかなり議論をしたんですけども、私は、何か根本的な問題が——どこかやっぱりきちんとしなきゃこれはどうもいかぬなというふうなところですね。単なるこれまでの方法、やり方では、これはやっぱり改善、解決はしないと思うんですね。

ですから、再発防止策は、よっぽど——先ほど罰金の問題も出たんですが、相当ひどいやつをやるとかということも一面あるかもしれませんが、もっと手前で、本当に信頼関係を得るような企業との関係ですね。企業にやっぱり社会的な責任をきちんと持たせるような——何かこれで行ったら、もう本当、全て疑わなければならないような状況になってしまうので、再発防止策というのは、しっかり何かちょっと違う形、大胆なやつ、私も何か発想はありませんけれども、皆さん方が知恵は多かけんですね、やっぱりそこは出していただいて、厳しくやっぱりチェックをしていかなければいけないというふうに思うんですがね、どうですかね。

○奥菌産業支援課長 先生おっしゃるとおりでございます。許認可につきましても、やはり信頼関係ということでございますので、まずは信頼関係を再構築ということで、どういった形でやればそういう関係が築けるのか。現在、全体の枠組みの話があっておりますので、その採取が禁止になる可能性もございまして、もし再開するということであれば、やはりそういったことが極めて重要になってくると思います。

先ほどから、天祐海運について、GPSをつけて、かつモニターまでつけるというようなやり方、これはかなり確実に違反防止にな

るとは思いますけれども、果たしてそこまでやっけてとらせるものなのかという根本的なところもあろうかとは思っております。

さらに、今回、いわゆる税務の申告書あたりを最初に提示をして、それからわかったわけでございますけれども、実は、砂利採取法上そこまでの権限がないということが、国に照会するときにも、実際、砂利採取法上の立入検査では、そこまでを見せろという権限はないというような公式見解がございました。

したがって、各県もそこまでやってないわけでございます、我々もそこまで手を出していなかったわけですが、結果といたしまして、そういうものを求めないと、もしこういう実態が発覚できないということであれば、発見できてないということであれば、やはりそういったところまできっちり求めるということが今後必要になろうというふうに思っております。

○岩中伸司委員 企業、砂利採取業者としては、企業としては、やっぱり採算をどう——いかにもうかるかしか目的はない。有明海の問題なんて余り頭にないと思うんですね。いかにもうかっていくかということで、そこでやっているだろうと、そう思わざるを得ませんね、こんな結果を見れば。

ですから、今課長おっしゃったように、もっとやっぱりこれまでのような形じゃなくて、もう一步踏み込んだやっぱりチェックの機構と、それから先ほど言ったような、お互いに本当に信頼関係というかな、やっぱりちゃんと許認可量が決まれば、その範囲でとって自分の事業を進めていくというような良心的な企業をやっぱり育てていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひその努力をお願いしておきたいとします。

○中村博生委員長 いろいろ御意見出ておりますけれども、甲乙の関係というのは、今ま

さしく信頼関係で成り立っていくものと思いますし、今回の事案を見ますと、全てが違法ということでもあります。そういったこともあります、海域での掘削と陸上での掘削の違いがそのまま今回の事件にあらわれたんじゃないかなと思います。大変、監視も、管理も、海域によると難しい部分があるじゃないですか。そういったことを、やっぱりお互い信頼をしっかりとったからこそ、こういうことも起こったのだと思いますけれども、何度も繰り返していくとちょっとという今回のような皆さんの意見でありますので、今月中に海上保安庁のほうも決定が下されるということでもありますので、その辺をぴしゃっと精査していただいて、この後プロジェクトチームの質疑にも入りますけれども、本当にいま一度有明海、八代海の再生も含めて考えていかなければならないと思いますので、重々皆さん方はわかっておられると思います。より厳しいやっぱり見方でやっていかないといけないというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

この件については、質疑を切ってもございますか。

○早田順一委員 ありましたけれども、今委員長がまとめられているから、言いたいことは一緒なんですけれども、ならいいですか。

私も、ちょっと意見を申し上げますけれども、私も、この環境対策特別委員会に入りました、委員長もおっしゃいましたけれども、もう違反、違反、違反でずっと来ました。本当に、やっぱりこういう流れを見とくと、県というのは、本当に業者からなめられっ放しだなということが、今一番本当に腹立たしく思っているところであります。

私は、2回目の違反——どこだったですかね、天祐海運の違反があったときに、奥菌課長のほうに聞いたと思いますけれども、単なる処分にされるんですか、それとも半永久的

に処分をされますかといういろいろ聞いたときに、もうここに至りますと、これが最後の最後だというような認識をしておりますということは、課長がおっしゃったわけですね。こうも言われております。これが最後ですというようなことは担保できるというふうに思っております、よろしいでしょうかということで、しっかり、もう最後だということで、2回目のときに言われておるわけですね。

それから、1回、2回、今度で合計5回ですかね、トータルすると、違反が出てきたのがですね。やっぱりそういうことを考えると、本当になめられてますよ、県は。ですから、もう本当に、これは今回本当に厳しく処分をしないと、ほかのところにも影響があるかと思しますので、その辺のまた御覚悟を聞かせてください。

○高口新産業振興局長 今回の件では、大変御迷惑をかけました。

今の各委員から御指摘を受けました内容につきましては、きちんと、まずは私ども、これがしっかりできなかったことについては深くおわび申し上げたいと思いますし、今後の対応につきましては、関係各課連携しながらきちっと対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○中村博生委員長 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

庁内プロジェクトチームによる検討についてに入ります。何かありませんか。

○鬼海洋一委員 プロジェクトの中でも、きょう出たそれぞれの意見を十分重く受けとめて検討していただきますようお願いしたいというふうに、まず思います。

それから、ちょっとそれとは少しずれますけれども、さっき西岡委員のほうからお話がありました水産局。

我々は何のために議論しているかという、海域環境をどう改善するか、漁獲量をどうふやすかという、そういう海にしたいという思いで、この特措法をお願いしてつくっていただいたし、そしてまた、この海砂の採取の問題についても議論しとるわけですね。

そうすると、もう少しその発信が、海域環境をつかさどる水産局のほうから、厳しい指摘とか、あるいは我々に対する要求等があったってしかるべきではないかと思っておるんですが、さっき西岡委員の質問のお答えを見ている、聞いてったつや、聞いてらぬとや、この質問はというような、そういう感じを受けるわけです。

ですから、やっぱりここが中心になって、今の——この前わざわざ環境立県のほうでは、八代海の再生に対する取り組みの熊大と提携した報告集会あたりもやられているんですよ。そういう中にも積極的にお入りいただきながら、ともに海域環境をどうするかという意味でのもう少し我々感じられるような取り組みを行っていただきたいということも申し上げておきたいと思います。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

なければ、その他に移ります。その他で何かございませんか。

○谷崎環境生活部長 本日は、今回の事件に伴いまして、いろいろと御指摘、御示唆をいただきました。私も、今お話がありましたように、庁内プロジェクトチームによる検討を重ねております。本日いただきました御意見、それから御指摘につきましては、それを十分踏まえて結論を出したいと思っておりますが、その検討状況次第でもございますけれども、2月の定例会で予定されています3月14日の委員会の前にでも臨時の委員会の開催も必要になってくるかと思しますので、その他につきましては、その可能性がございます

ので、その際再度の開催を委員長等に御相談したいと考えておりますが、よろしく願い申し上げます。

○山口ゆたか委員 今、部長のほうから、もう一回開催ということでしょうけれども、県としても、例えば皆さんがつけられた資料とかで、例えば海砂利の採取にしても、海域環境の変化とか、そういう調査とかは、もう全然やってないんですよ。そういった落ち度も、これまで、確かに許可というか、許可を認める者としての役割を一義的に果たされたんだろうなと思いますけれども、有八の海域環境の維持とか保全とかという視点からすれば、私は、そんなに積極的に今まで県で取り組まれたということはないんじゃないか、少ないのではないかという評価があるんですよ。

有八の再生の観点からすれば、もう一度、特措法でありますとか、有八再生の目標とか、国の方針とか、それに付随するまた県の方針とか、そういったものを、もう一回ちゃんと自分たちがしっかりと履行できてるのか、省みるというか、振り返って反省もしなければいけないことは多々あると思うんですよ。やってない。質問もさせてもらいましたけれども、有八でやっている事業なんて、国から予算いただいてやっている事業なんて2事業ですから、有八関係だけで言ってもですね。真摯にやってないという姿勢も、ここではやっぱり反省としてひとつ挙げときたいなというのは言わせていただきたいと思います。

以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。ないようですので、私から、もう1つ。

この許認可の関係、3課に分かれておりますね。今度プロジェクトチームの中で検討されると思いますけれども、新たに有八の特別

室とか、そういった部署をつくって、いろんな、海砂利採取がどうなるかわかりませんが、知事の——けさの新聞を見ますと、禁止も検討するような書かれ方をされておりましたけれども、いろんな問題もございませよ。建設資材関係もございませよ、いろんな部分で大きな課題が残っております。

そういったことも含めれば、この19名で構成するプロジェクトチームでもいいんですけども、やっぱり新たなスタートといいますか、今回の事件を機に、やっぱり特別な組織を立ち上げてもらったが一番わかりやすく行くのではないかなと思いますし、日ごろからそういった連携がとれていくことこそ、やっぱり再発の防止につながっていくんじゃないかなと思いますので、その辺も含めて検討していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○谷崎環境生活部長 御指摘ありがとうございます。

今庁内プロジェクトチームが検討しておりますのが、これは今お話がありましたように、それぞれの関係課が絡んでいる部分がございます。当然、それぞれの関係課が、それぞれ今出てきているプロジェクトチームだけではなくて、その部の中でも関係課がまたございますので、できましたら、それぞれのプロとしての——今御指摘いただいているように、なかなか我々の努力不足は当然ありますが、それぞれの部としての所管している中で持ち寄って検討させていただきたいのが、我々の一番ベストの方法ではないかなと思っております。プロジェクトチームを組み合わせながら、当然二役のほうにも御相談しながら進めさせていただいておりますので、いろんな方面からそういう意見を聞かせ合わせると、そしてまたいい結果を導き出すというのが大事なことでないかなと思っておりますので、引き続きこのプロジェクトチームで進めさせてい

ただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○山口ゆたか委員 委員長の発言に、みんな一緒になって頑張っていたとということ、もうすごくいいことだなと。例えば、産業支援課は砂利採取法に基づいて頑張ってもらっていますよね。河川課は、熊本県の一般海域管理条例に基づいて、これも国の法令に基づくとところもあると思ひますけれども、そしてまた、水産振興課は熊本県の漁業調整規則に基づいて今回出席されておられるんですが、そういった関係法令を通じて、そして有明海、八代海の再生の視点ももう一度思考して、例えば、我々ができることであれば、条例についてどう考えるのか、そしてまた漁業調整規則についてどう考えるのか、皆さんはそれが論拠になっておられますが、もう一回現実に即して考え直す機会にしてもいいんじゃないかと思ひますので、もう一度、自分たちが自分たちの動きの根本となる条例や規則についても、もう一回検討していただくようお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 先ほど山口委員からもお話がありましたとおりでございます。それぞれが持っている条例、それから規則、それからその関係規定につきまして、いま一度原点に戻って、我々としてはそれを踏まえた検討を重ねさせていただきたいと思っております。今の御意見につきましては、重々真摯に受けとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中村博生委員長 ほかにないようですので、先ほど谷崎部長から、委員会開催があるかもしれないというお願ひがございました。この件については、私に一任してもらってよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認めます。それでは、臨時の委員会の開催の判断及び開催と判断した場合の日程調整については、私にさせていただきます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第10回環境対策特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後2時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長